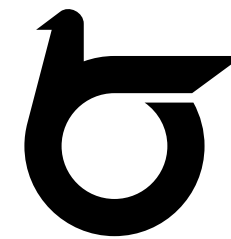


平成十八年版

平成 18 年 版

鳥
取
県
労
働
委
員
会
年
報

鳥取県労働委員会年報



鳥
取
県
労
働
委
員
会

鳥 取 県 労 働 委 員 会

鳥取県労働委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271)
審査調整課審査担当 TEL (0857)26-7559
調整担当 TEL (0857)26-7560
ホームページアドレス: <http://www.pref.tottori.lg.jp/roui>



第40期
(平成17年3月28日～平成19年3月27日)
鳥取県労働委員会委員

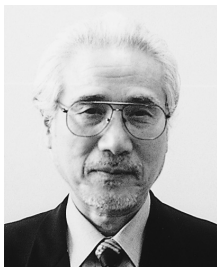
(公益委員)



会長 太田 正志



会長代理 河本 充弘



松田 道昭



安本 仁子



安酸 早苗

(労働者委員)



竹内 篤子



仁宮 敬富



磯江 智昭



竹内 克徳



手嶋ひとみ

(使用者委員)



三橋 明



上原 信一



山本 智通



川口真佐子



稲井 幾子

(退任委員)
(労働者委員)



川瀬 滋子

は し が き

この年報は、平成18年1月から12月までの1年間、県下の労使関係の安定と正常化を図るために努力してまいりました、当委員会の活動状況を収録したものであります。

この年報が、日頃、労使問題に関心を寄せておられる各位の参考に資することとなれば、幸甚に存じます。

平成19年3月

鳥取県労働委員会

会長 太 田 正 志

目 次

第1章	組織・運営	1
1	組織と予算	1
2	運営の概要	3
3	労働委員会業務記録	5
4	総会・会議	7
第2章	不当労働行為の審査	21
1	概況	21
2	取扱事件概要	21
3	不当労働行為救済申立事件に関する審査の期間の目標の達成状況等	22
第3章	労働組合の資格審査	23
1	概況	23
2	労働組合資格審査一覧	23
第4章	労働争議の調整	25
1	概況	25
2	事件一覧	25
3	取扱事件概要	25
第5章	労働争議の実情調査と争議行為予告通知	30
1	概況	30
2	労働争議実情調査一覧	30
3	争議行為予告通知一覧	31
第6章	個別労働関係紛争への対応	35
1	労働相談対応状況	35
2	労働相談会の実施状況	35
3	個別労働関係紛争あつせん事件	37
資 料		
1	第40期鳥取県労働委員会委員名簿	43
2	鳥取県労働委員会あつせん員候補者名簿	44
3	事務局職員名簿	46
4	年別事件件数調	47
5	年別事件処理件数調	48
6	年別地区別事件件数調	51
7	条例、要綱、申合せ事項等	52
8	中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	74

第 1 章 組織・運営

1 組織と予算

鳥取県労働委員会は、労働組合法第 19 条の 12 及び地方自治法第 180 条の 5 第 2 項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続きが開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、平成 14 年 4 月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受け、その事務を行っていたが、平成 17 年 4 月 1 日より、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

(1) 委員会

労働組合法上の労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側 5 名、計 15 名で構成されている。

労働者委員は労働組合の推薦、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、又、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は 2 年である。

当委員会の現任の委員は、1 名を除き平成 17 年 3 月 28 日に任命された第 40 期の委員であり、名簿は、資料のとおりである。

(2) あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期と定め、その構成は資料に掲げるとおり、委員 15 名、委員以外の者 8 名及び事務局職員 2 名の計 25 名であり、労働委員会規則第 68 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 25 日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記

載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(3) 個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、(2)で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

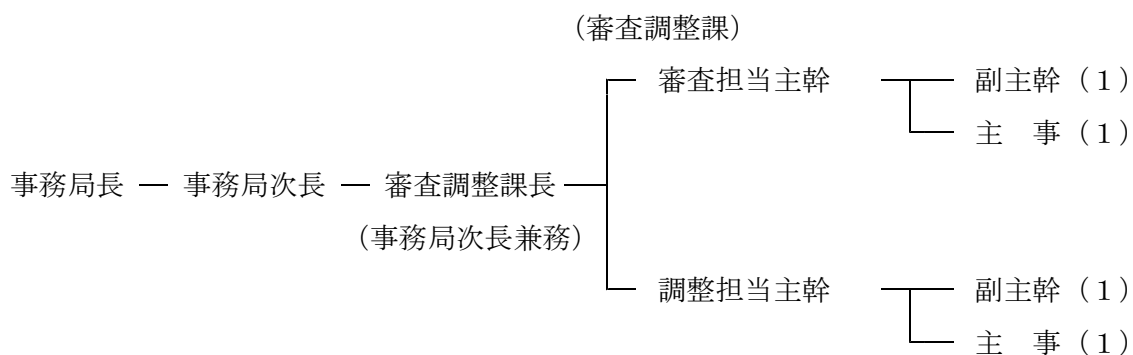
鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(4) 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により準用される同法第19条の11第1項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。

事務局の組織については、労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が鳥取県労働委員会事務局組織規則を定めている。

職員数は、鳥取県職員定数条例により9名と定められているが、現行の組織は次のとおりである。



(5) 委員会の予算

平成18年度の当初予算は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	委員会費	事務局費	合 計
予 算 額	36,067	70,350	106,417

2 運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるものの外、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成14年度より鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成17年度からは、事務局職員による個別労働関係に関する相談も実施している。

(1) 労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

(2) 労働委員会の会議は、労働組合法第21条及び労働委員会規則第2章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月2回、第2・第4の木曜日に開催し、労働委員会規則第5条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議している。

(3) 労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第4章の規定により会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員全員による審査にかえて公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

(4) 労働委員会は、使用者が労働組合法第7条の規定に違反して、不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第5章の規定により、会長が指揮して行い、又、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

(5) 労働委員会は、審問の手続を終わったときは事実認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

(6) 労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者については、労働委員会の処分があったことを知った日から6か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。

- (7) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁は、労働組合法第20条及び労働関係調整法第2章から第4章並びに労働委員会規則第7章の規定により、あっせんにあつては、あっせん員候補者の中から会長が指名したあっせん員により、調停にあつては、公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあつては、公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員3人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。
- (8) 労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。
- (9) 地方公営企業等労働関係法第5条第2項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされているが、平成18年に取扱ったものはなかった。
- (10) 個別労働関係紛争のあっせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条から第10条の規定により、個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あっせん員により行われる。

3 労働委員会業務記録

月	日	曜	諸 会 議 関 係	日	曜	事 件 関 係
1	4 12 26	水 木 木	仕事始め 第953回定例総会 第954回定例総会			
2	2 9 23	木 木 木	中国地区労働委員会会長連絡会議（島根） 中国地区労働委員会事務局長連絡会議（島根） 第955回定例総会 第956回定例総会	27	月	18年(調)第1号事件受付
3	9 16 23	木 木 木	第957回定例総会 公益委員研修（東京：～17日） 第958回定例総会	8 27 29	水 月 水	18年(調)第1号事件第1回あっせん 18年(個)第1号事件受付 18年(調)第1号事件解決
4	13 27	木 木	第959回定例総会 第614回公益委員会議 第960回定例総会	6 7 12 17	木 金 水 月	18年(個)第1号事件第1回あっせん(解決) 18年(調)第2号事件受付 18年(不)第1号事件申立て 18年(調)第1号事件第1回あっせん(解決)
5	11 16 23 25 28	木 火 火 木 日	第961回定例総会 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会（米子市） 中国地区労働委員会事務局長連絡会議（米子市） 中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議（岡山） 第962回定例総会 職場の労働関係相談会（米子市）	16	火	18年(個)第2号事件受付
6	4 8 9 11 22	日 木 金 日 木	職場の労働関係相談会（倉吉市） 全国労働委員会事務局長連絡会議（長野） 第3回都道府県労働委員会事務局長会議（長野） 全国労働委員会会長連絡会議（長野） 職場の労働関係相談会（鳥取市） 第963回定例総会	1 5 8 12 15 22 26 29	木 月 木 木 木 木 月 木	18年(不)第1号事件第1回委員調査 18年(個)第2号事件第1回あっせん 18年(個)第3号事件受付 18年(個)第4号事件受付 18年(個)第5号事件受付 18年(個)第2号事件第2回あっせん 18年(不)第1号事件第2回委員調査 18年(個)第6号事件受付 18年(個)第2号事件第3回あっせん(解決) 18年(個)第3号事件第1回あっせん(解決)
7	6 11 13 25 27	木 火 木 火 木	中国・四国地区労働委員会会長連絡会議（島根） 中国・四国地区労働委員会事務局調整主管課長会議（鳥取市） 第964回定例総会 中国地区労働委員会事務局長連絡会議（鳥取市） 第965回定例総会 あっせん員候補者特別研修（鳥取市）	3 6 13 21	月 木 木 金	18年(個)第7号事件受付 18年(個)第4号事件第1回あっせん(解決) 18年(個)第7号事件取下げ 18年(個)第6号事件第1回あっせん

月	日	曜	諸 会 議 関 係	日	曜	事 件 関 係
8	2	水	中国・四国地区労働委員会事務局審査 主管課長会議（高知）	3	木	18年(個)第5号事件第1回あっせん (打ち切り)
	10	木	第966回定例総会	7	月	18年(不)第1号事件第1回審問
	24	木	第967回定例総会	8	火	18年(個)第8号事件受付
	31	木	中国地区労働委員会事務局調整主管課 長会議（島根：～9月1日）	9	水	18年(個)第6号事件解決
				22	火	18年(個)第9号事件受付
9	10	日	職場の労働関係相談会（鳥取市）	1	金	18年(個)第10号事件受付
	14	木	第968回定例総会			18年(個)第11号事件受付
	17	日	職場の労働関係相談会（倉吉市）			18年(個)第12号事件受付
	24	日	職場の労働関係相談会（米子市）			18年(個)第8号事件第1回あっせん (解決)
	28	木	第969回定例総会			
			第615回公益委員会議	5	火	18年(不)第1号事件第2回審問
				7	木	18年(個)第9号事件第1回あっせん (解決)
				17	日	18年(個)第13号事件受付
				22	金	18年(個)第15号事件受付
				24	日	18年(個)第14号事件受付
10	5	木	全国労働委員会事務局調整主管課長会 議（東京）	10	火	18年(個)第16号事件受付
			中国地区労働委員会連絡協議会定例総 会（島根）	11	水	18年(個)第13号事件打ち切り
			中国地区労働委員会事務局長連絡会議 （島根）	18	水	18年(個)第14号事件第1回あっせ ん(解決)
	12	木	第970回定例総会	23	月	18年(調)第3号事件受付
	17	火	業務運営状況調査（福岡）	26	木	18年(個)第16号事件第1回あっせ ん
	18	水	業務運営状況調査（神奈川）	27	金	18年(個)第15号事件第1回あっせ ん(解決)
	25	水	労働委員会事務局職員専門研修（埼玉 ：～11月2日）			18年(個)第16号事件第2回あっせ ん(解決)
	26	木	第971回定例総会			
11	9	木	全国労働委員会連絡協議会総会（東京 ：～10日）	7	火	18年(調)第3号事件第1回あっせん
	22	水	第972回定例総会	30	木	18年(調)第3号事件(解決)
	30	木	企業視察（県中部）			
12	14	木	第973回定例総会			
	26	火	第974回定例総会	11	月	18年(個)第17号事件受付
	28	木	仕事納め	26	火	18年(個)第17号事件打ち切り

4 総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互の間を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 定例総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あつせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

総会は原則として毎月第2・第4木曜を定例日として開催している。

平成18年には定例総会は22回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
953回	1. 12	委員室	1 第952回定例総会議事録の承認について 2 平成17年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 争議行為予告通知及び実情調査について 4 その他
954回	1. 26	委員室	1 第953回定例総会議事録の承認について 2 平成17年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 その他
955回	2. 9	委員室	1 第954回定例総会議事録の承認について 2 平成17年度中国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 3 平成18年度定例総会及び諸会議の開催計画について 4 その他
956回	2. 23	委員室	1 第955回定例総会議事録の承認について 2 争議行為予告通知及び実情調査について 3 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
957回	3. 9	委員室	1 第956回定例総会議事録の承認について 2 労働争議あっせん事件について (平成18年(調)第1号事件) 3 争議行為予告通知及び実情調査について 4 その他
958回	3. 23	委員室	1 第957回定例総会議事録の承認について 2 第129回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の本県提出議題について 3 労働争議あっせん事件について (平成18年(調)第1号事件) 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他
959回	4. 13	委員室	1 第958回定例総会議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 3 第129回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題及び発表者について 4 第61回全国労働委員会連絡協議会総会における議題の提出について 5 職場の労働関係相談会(春期)の出席者について 6 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 7 労働争議あっせん事件について (平成18年(調)第1号、第2号事件) 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
960回	4. 27	委員室	1 第959回定例総会議事録の承認について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			2 第129回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の発言要旨等について 3 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 4 労働争議あっせん事件について (平成18年(調)第2号事件) 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
961回	5. 11	委員室	1 第960回定例総会議事録の承認について 2 第129回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 3 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他
962回	5. 25	委員室	1 第961回定例総会議事録の承認について 2 第61回全国労働委員会連絡協議会総会における議題の提出について 3 全国労働委員会会長連絡会議及び全国労働委員会事務局長連絡会議の議題について 4 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
963回	6. 22	委員室	1 第961回定例総会及び第962回定例総会の議事録の承認について 2 全国労働委員会会長連絡会議及び全国労働委員会事務局長連絡会議の概要について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			3 第61回全国労働委員会連絡協議会総会における中国ブロック労働者委員提出議題について 4 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 平成18年(調)第2号事件終結後の経過について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 職場の労働関係相談会の結果について 9 その他
964回	7.13	委員室	1 第963回定例総会議事録の承認について 2 中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 3 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
965回	7.27	鳥取市永楽温泉町403 「ホテルモナーク鳥取」	1 第964回定例総会議事録の承認について 2 第130回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題及び出席者について 3 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他
966回	8.10	委員室	1 第965回定例総会議事録の承認について 2 第61回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 第130回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題及び出席者について 4 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 その他
967回	8. 24	委員室	1 第966回定例総会議事録の承認について 2 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 投資ファンド等による企業買収に伴う労働関係上の問題への対応について 5 その他
968回	9. 14	委員室	1 第967回定例総会議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の辞任の承認について 3 鳥取県労働委員会事務局処務規程の一部改正について 4 第130回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題及び発表者等について 5 平成19年度事務見直しについて 6 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 日本交通不当労働行為再審査事件の命令書交付について 9 その他
969回	9. 28	委員室	1 第968回定例総会議事録の承認について 2 第130回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の発言要旨について 3 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 第615回公益委員会議の概要について 6 業務運営状況調査（福岡、神奈川）の調査表について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			7 その他
970回	10. 12	委員室	1 第968回定例総会及び第969回定例総会の議事録の承認について 2 第130回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の概要について 3 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知について 6 エッソ石油（境港油槽所閉鎖）不当労働行為再審査事件の命令書交付について 7 その他
971回	10. 26	委員室	1 第970回定例総会議事録の承認について 2 職場の労働関係相談会のあり方について 3 労働争議あっせん事件について (平成18年(調)第3号事件) 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
972回	11. 22	鳥取県中部総合事務所	1 第971回定例総会議事録の承認について 2 平成18年度中国地区労働委員会会長連絡会議の開催について 3 第61回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について 4 労働争議あっせん事件について (平成18年(調)第3号事件) 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
973回	12. 14	委員室	1 第972回定例総会議事録の承認について 2 労働争議あっせん事件について (平成18年(調)第3号事件) 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他
974回	12. 26	委員室	1 第973回定例総会議事録の承認について 2 平成18年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 審査の期間の目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表について 4 審査業務改善委員会のアンケート調査に対する回答について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 その他

(2) 特別研修

(平成18年あっせん員候補者連絡協議会)

平成14年4月から「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行されたこととともない、県内関係諸機関との連絡会議を開催している。

月日	場 所	会 議 内 容 等
7.27	鳥取市永楽温泉町403 ホテルモナーク鳥取	1 報告「個別労働関係紛争への対応状況等について」 (鳥取労働局) 2 報告「労働審判制度の概要と運用状況について」 (鳥取地方裁判所) 3 報告「労働相談の実施状況等について」 (労働雇用課・中小企業労働相談所) 4 報告「個別労働関係紛争・集団紛争への対応状況について」 (鳥取県労働委員会事務局) 5 意見交換 6 講演「労働委員会における労使紛争解決技法 ～争議調整を中心に～」 高岡法科大学法学部長 富山県労働委員会公益委員 千々岩 力 氏

(3) 公益委員会議

平成18年に公益委員会議は2回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
614回	4.13	審理監査室	1 平成18年(不)第1号鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件について 2 組合資格審査について 3 審査委員の選任等について 4 その他
615回	9.28	監査委員室	1 第40期鳥取県労働委員会労働者委員補欠委員推薦に伴う組合資格審査について 2 その他

(4) 連絡会議

平成18年に開催された全国及び中国ブロック等の会議の概要は次のとおりである。

【委員連絡会議】

会議名	月日	場所	検 討 議 題 等	出席委員
中国地区 労働委員会 会長連絡会議	2. 2	松江市殿町 369 「サンラポ ー むらく も」	1 中労委の物件提出命令取消決定につ いて (岡山県労委) 2 物件提出命令について (広島県労委) 3 裁判外紛争処理機関としての労働委 員会の果たすべき役割について (鳥取県労委)	太 田 会 長 安 本 委 員
第129回中国地 区労働委員会 連絡協議会 定例総会	5. 16	米子市末広 町294 「米子コン ベンション センター」	1 労働契約法制への対応について (岡山県労委) 2 地方自治法改正による公の施設の管 理委託制度から指定管理者制度への 移行に際して、従前受託していた法 人の職員の労働契約の変更、解約等 をめぐり問題について (山口県労委)	太 田 会 長 河 本 代 理 松 田 委 員 安 本 委 員 安 酸 委 員 竹内(篤)委員 仁 宮 委 員 磯 江 委 員 川 瀬 委 員 竹内(克)委員 三 橋 委 員 上 原 委 員 山 本 委 員 川 口 委 員 稲 井 委 員
全国労働委員 会会長連絡会 議	6. 9	長野市県町 576 「ホテル国 際21」	1 審査の目標期間の達成状況について ～改正法施行後の一年を顧みて～ (中労委) 2 自由懇談（証人宣誓手続等）	太 田 会 長
第48回中国・ 四国地区労働 委員会会長 連絡会議	7. 6	松江市殿町 369「サン ラポーむら くも」	1 法外組合等を含む連合団体の資格審 査について (山口県労委)	太 田 会 長

会議名	月日	場所	検 討 議 題 等	出席委員
			2 改正労働組合法の主要な改正点への 実務的な対応状況及びその問題点に ついて (島根県労委)	
第130回中国地 区労働委員会 連 絡 協 議 会 定例総会	10. 5	松江市西嫁 島2-10-16 「ホテル穴 道湖」	1 市町村合併に伴う現業職員の給与に 係る調整の在り方について (鳥取県労委) 2 不当労働行為事件に係る初審命令に 対する改正労働組合法施行後におけ る中労委の再審査命令の判断の分析 について (広島県労委)	松 田 委 員 安 本 委 員 磯 江 委 員 竹内(克)委員 三 橋 委 員 山 本 委 員
第61回全国労 働委員会連絡 協議会総会	11. 9 ～10	東京都中野 区中野4-1- 1 「中野サン プラザ」	1 賃金、昇進・昇格等差別事件におけ る大量観察方式の活用及び物件提出 命令の運用の在り方について (中労委公労使) 2 当事者が弁護士を選任しない場合の 審査の進め方について (愛知県労委労働者側) 3 労働審判制度開始を受けた労働委員 会のあり方 (中国ブロック労働者側)	太 田 会 長 安 本 委 員 竹内(篤)委員 仁 宮 委 員 三 橋 委 員 山 本 委 員

【事務局連絡会議】

会議名	月日	場所	検 討 議 題 等	出席者
中国地区労働 委員会事務局 長 連 絡 会 議	2. 2	松江市殿町 369 「サンラポ ー むらく も」	1 平成18年度のブロック会議におけ る事務局職員研修の実施内容につい て (島根県労委)	長谷川局長 佐々木主幹
中国地区労働 委員会事務局 長 連 絡 会 議	5. 16	米子市末広 町294 「米子コン ベンション センター」	1 平成17年度事務局長連絡会議にお ける検討事項について (鳥取県労委)	足田局長 佐々木主幹 岩本主幹 森田副主幹
中国地区労働 委員会事務局 審査主管課長 会議	5. 23	岡山市下石 井2-6-41 「ピュアリ ティまき び」	1 講演「争点整理について」 (岡山県労委 上村明廣会長) 2 物件提出命令について (広島県労委) 3 今後の研修の在り方について (岡山県労委) 4 労組法改正に伴う審査手続の問題点 等について (岡山県労委)	竹本次長 森田副主幹 山本主事
全国労働委員 会事務局長連 絡会議	6. 8	長野市県町 576 「ホテル国 際21」	1 調整事件等の概況について 2 審査概況等について 3 審査業務改善委員会の設置について 4 全国労働委員会連絡協議会表彰に係 る経費分担金について 5 全国労働委員会連絡協議会総会の都 道府県開催について 6 60周年記念行事について 7 第61回全労委総会について (以上中労委)	足田局長 佐々木主幹
第3回都道府県 労働委員会事 務局長会議	6. 8	長野市県町 576 「ホテル国 際21」	1 法改正後の主要課題への取組状況に ついて (東京都労委)	足田局長 佐々木主幹

会議名	月日	場所	検 討 議 題 等	出席者
			2 「個人情報の適正な取り扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針について」に係る都労委と厚労省との折衝結果に関する報告 (東京都労委)	
中国・四国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	7. 11	鳥取市尚徳町101-5 「鳥取県立県民文化会館」	1 講演「個別的労使関係紛争処理方法について」 (鳥取県労委 河本充弘会長代理) 2 国立大学法人に係る給与等に関するあっせん申請について (島根県労委) 3 調整関係の諸問題の情報・意見交換 (鳥取県労委)	足 田 局 長 竹 本 次 長 岩 本 主 幹 下 田 副 主 幹 北 川 主 事
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	7. 25	鳥取市扇町176 「ウェルシティ鳥取」	1 事務局職員の研修計画について (鳥取県労委) 2 委員の研修について(情報・意見交換) (山口県労委) 3 知事部局との連携等について(情報・意見交換) (山口県労委)	足 田 局 長 竹 本 次 長 佐々木主幹 岩 本 主 幹 森田副主幹
中国・四国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	8. 2	高知市本町5-6-42 「高知会館」	1 和解認定の取扱いについて (鳥取県労委) 2 地公労法第5条第2項及び第3項の規定の取扱いへの対応状況について (島根県労委) 3 配転降格後における不当労働行為申立があった場合の不当労働行為の成否について (山口県労委)	竹 本 次 長 佐々木主幹 森田副主幹

会議名	月日	場所	検 討 議 題 等	出席者
中国地区労働 委員会事務局 調整主管課長 会議	8. 31 ～9. 1	松江市殿町 369 「サンラポ ー むらく も」	1 講演「労働契約法と民法の交錯」 (島根県労委 田村耀郎会長代理) 2 個別労働関係紛争のあっせんにおける 代理人及び補佐人の取扱いについて (広島県労委) 3 個別労働関係紛争についてあっせん申 請を行ったことによる不利益取扱いの 救済方法及び予防措置について (鳥取県労委) 4 自治体の定数外職員からの個別労働 関係紛争のあっせん申請の取扱いに ついて (島根県労委) 5 講演「解雇及び雇止めをめぐる個別労 働紛争」 (島根労働局 労働紛争調整官 内田浩彰氏) 6 あっせん開始困難事案の対応について (山口県労委) 7 個別的労使紛争処理に係る相談・あっ せん事案の取扱いについて (岡山県労委) 8 労使紛争の調整業務に資する情報等 の共有化について (情報交換) (岡山県労委)	岩 本 主 幹
全国労働委員 会事務局調整 主管課長会議	10. 5	東京都港区 芝公園1-5- 32 「労働委員 会会館」	1 労働委員会をめぐる最近の状況につ いて 2 最近の調整事件の概要等について 3 最近の労働情勢について 4 特定独立行政法人等関係について 5 賃金事情等総合調査について 6 調整事件の最近の動向等 (事例) に ついて (以上中労委)	岩 本 主 幹

会議名	月日	場所	検 討 議 題 等	出席者
			7 講演「労働紛争の解決システムと解決のあり方について」 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授 山川隆一氏)	
中国地区労働 委員会事務局 長 連 絡 会 議	10. 5	松江市西嫁 島2-10-16 「ホテル穴 道湖」	1 中(四)国地区審査(調整)主管課長会 議と事務局職員の研修について (広島県労委)	竹 本 次 長 森田副主幹
全国労働委員 会事務局審査 主管課長会議	11. 30	東京都港区 芝公園1-5- 32 「労働委員 会会館」	1 改正労働組合法施行後の審査の事務 処理について (中労委) 2 教育、学習支援業に係る不当労働行 為事件審査事案について (中労委)	佐々木主幹

第2章 不当労働行為の審査

1 概 況

平成18年中に当委員会が取り扱った不当労働行為救済申立事件の件数は、新規申立事件1件である。

なお、当該事件については、関与和解成立による取下げで終結した。

2 取扱事件概要

平成18年(不)第1号 鳥取県農協中央会不当労働行為救済申立事件

当事者	[申立人] ・鳥取西部農業協同組合労働組合 ・東伯町農業協同組合労働組合 ・鳥取中央農業協同組合労働組合 ・鳥取いなば農業協同組合労働組合 ・鳥取県信用農業協同組合連合会労働組合 ・全国農業協同組合連合会鳥取県本部労働組合 ・全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部労働組合	[被申立人] ・鳥取県農業協同組合中央会
【審査経過】 救済申立 事務局調査(申立人) 事務局調査(被申立人) 第1回委員調査 第2回委員調査 第1回審問 第2回審問 第3回審問(最後陳述) 第3回委員調査(和解期日) 第4回委員調査(和解期日) 救済申立取下げ(関与和解成立)		【審査委員等】 [審査委員長] (公) 太田 正 志 [審査委員] (公) 松 田 道 昭 [参 与 委 員] (労) 竹 内 克 徳 (使) 上 原 信 一

【事案の概要】

申立人らは、被申立人に対し、平成17年7月27日及び平成18年2月20日、東伯町農協の再建・合併問題について団体交渉の申入れを行ったが、被申立人は申立人らとは直接雇用関係がないから団体交渉の当事者ではない等として拒否したことが、労働組合法第7条第2号の不当労働行為にあたるとして、平成18年4月12日に救済申立てが行われたもの。

【請求する救済内容】

- (1) 平成17年7月27日付交渉申入れに対する団体交渉応諾
- (2) 平成18年2月20日付交渉申入れに対する団体交渉応諾

【審査経過の概要】

審査計画策定等の調査を4回、証人尋問等の審問を3回行い、9月25日に結審した。

なお、9月28日、委員調査を行い、申立人及び被申立人双方に対し、和解勧誘を行ったところ、双方の歩み寄りが図られ、当事者間において和解が成立した。同日、救済申立てが取下げられ、本事件は終結した。

【主な和解内容】

被申立人は、組合と農協又は農協連合会（以下「農協」という。）との間における団体交渉が円滑に行われるよう、東伯町農協への再建支援の問題に関し、農協を指導するとともに必要に応じて組合に対し説明すること。

3 不当労働行為救済申立事件に関する審査の期間の目標の達成状況等

労働組合法第27条の18及び鳥取県労働委員会の運営に関する規則第4条第1項の規定に基づく不当労働行為救済申立事件に係る審査の目標達成状況及び審査の実施状況は次のとおりであった。

- (1) 審査の期間の目標

10箇月（約300日）

- (2) 審査の期間の目標の達成状況及び審査の実施状況

事件番号	事件名	申立人	該当条項	請求する救済内容	申立年月日	終結年月日	処理に要した日数	調査回数	審問回数	証人数	終結区分	審査の期間の目標の達成状況
平成18年(不)第1号	鳥取県農協中央会事件	鳥取西部農業協同組合労働組合ほか6組合	法第7条第2号	団体交渉応諾	平成18年4月12日	平成18年9月28日	170日	4回	3回	2人	取下げ(関与和解)	達成

第3章 労働組合の資格審査

1 概 況

平成18年中に当委員会が取り扱った労働組合資格審査の件数は、新規係属が9件であった。前年からの繰越しはなかった。

これを申請理由別にみると、委員推薦のためのものが2件、不当労働行為救済申立てのためのものが7件であった。

また、処理状況についてみると、労働組合法上の規定に適合することが決定されたものが2件であった。

なお、不当労働行為救済申立てに関する申請7件については、申立人7組合が不当労働行為救済申立てを取下げたため、労働組合資格審査を打ち切った。

2 労働組合資格審査一覧

(1) 平成18年労働組合資格審査一覧表

番号	組 合 名	申請理由	申 請 年月日	決 定 年月日	処理状況
1	鳥取西部農業協同組合労働組合	不当労働行為 救 済 申 立	18. 4. 12	—	打切り
2	東伯町農業協同組合労働組合	不当労働行為 救 済 申 立	18. 4. 12	—	打切り
3	鳥取中央農業協同組合労働組合	不当労働行為 救 済 申 立	18. 4. 12	—	打切り
4	鳥取いなば農業協同組合労働組合	不当労働行為 救 済 申 立	18. 4. 12	—	打切り
5	鳥 取 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会 労 働 組 合	不当労働行為 救 済 申 立	18. 4. 12	—	打切り
6	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 鳥 取 県 本 部 労 働 組 合	不当労働行為 救 済 申 立	18. 4. 12	—	打切り
7	全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会 鳥 取 県 本 部 労 働 組 合	不当労働行為 救 済 申 立	18. 4. 12	—	打切り
8	鳥 取 医 療 生 協 労 働 組 合	委 員 推 薦	18. 9. 21	18. 9. 28	適 合
9	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部	委 員 推 薦	18. 9. 20	18. 9. 28	適 合

(2) 平成9年～平成18年申請理由別一覧表

申請理由 年 別	委員推薦	不当労働 行為救済 申 立	法人登記	総会決議	計	備 考
9	4	1	—	—	5	前年からの繰越1件含む
10	2	3	—	—	5	前年からの繰越1件含む
11	4	1	—	—	5	前年からの繰越1件含む
12	1	1	—	—	2	前年からの繰越1件含む
13	3	2	1	—	6	前年からの繰越1件含む
14	—	1	—	—	1	前年からの繰越1件含む
15	3	3	—	—	6	
16	—	1	1	—	2	前年からの繰越1件含む
17	4	—	—	—	4	
18	2	7	—	—	9	

注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

(3) 平成9年～平成18年処理区分別一覧表

処理区分 年 別	適 合	不 適 合	取 下 げ	打 切 り	次 年 へ 繰 越	計	備 考
9	4	—	—	—	1	5	
10	2	—	2	—	1	5	
11	4	—	—	—	1	5	
12	1	—	—	—	1	2	
13	5	—	—	—	1	6	
14	1	—	—	—	—	1	
15	4	—	1	—	1	6	
16	2	—	—	—	—	2	
17	4	—	—	—	—	4	
18	2	—	—	7	—	9	

注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

第4章 労働争議の調整

1 概 況

平成18年中に係属した調整事件は、新規係属事件が3件であった。調整区分はいずれもあつせんで、申請者はいずれも組合であり、業種別では地方公務、社会保険・社会福祉・介護事業、宿泊業であった。終結区分はいずれも解決である。

調整事項は、協約締結、団交促進、配置転換、一時金、諸手当、退職一時金、休暇であった。

2 事件一覧

番号	事 件 名	調整区分	申請月日 申 請 者	調 整 事 項	開始 月日	終結日 区 分	調整 回数	調整員
1	X町現業職員争議	あつせん	2.27 組合	協約締結	2.28	3.29 解決	1	(公)太田 (労)磯江 (使)三橋
2	Y社会福祉協議会争議	あつせん	4.7 組合	協約締結 団交促進 配置転換	4.10	4.17 解決	1	(公)松田 (労)磯江 (使)稲井
3	Z争議	あつせん	10.18 組合	一時金 諸手当 退職一時金 休暇	10.26	11.30 解決	1	(公)太田 (労)磯江 (使)三橋

3 取扱事件概要

(1) 平成18年(調)第1号

X町現業職員争議あつせん事件

申 請 者 X町現業職員評議会

被 申 請 者 X町

X町教育委員会

業 種 地方公務 従業員数 211名

開 始 事 由 組合申請

申 請 月 日 2月27日 開始月日 2月28日 終結月日 3月29日

終 結 事 由 解決 調整回数 1回 所要日数 31日

あっせん員 (公) 太田正志 (労) 磯江智昭 (使) 三橋明

ア 調整事項
協約締結

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

旧 3 町の労働協約は引き継がれると主張してきた。給与だけの協約ではなく、18 年度から適用される総合協約を締結したい。

(イ) 使用者の主張

合併に際して、旧労働協約は失効するという認識であった。町としても労働協約を締結したいという意向がある。

ウ あっせんの経過

(ア) 平成 18 年 3 月 8 日にあっせんを行い、下記のあっせん案を提示し、諾否の回答期限を平成 18 年 3 月 31 日までとした。

(イ) 平成 18 年 3 月 29 日

その後、あっせん案の趣旨を尊重して労使間で団体交渉を行った結果、給料表の適用も含めた新協約を締結するという内容の確認書を締結したとして、あっせん申請は取下げられた。

あ っ せ ん 案

- 1 申請者組合の組合員の給与に関し、合併関係市町村（旧町）における労働協約の規定の趣旨を踏まえ、改めて当事者間で誠意ある団体交渉を行うこと。
- 2 上記の団体交渉にあたっては、別紙の「地方公営企業等の労働関係に関する法律が準用される職員の給与等に関する団体交渉の在り方について」記載の事項に留意し、その方向性にそって積極的に団体交渉を行い、極力、早期に労働協約を締結すること。

(別紙 省 略)

(2) 平成 18 年 (調) 第 2 号

Y 社会福祉協議会争議あっせん事件

申 請 者 Y 社会福祉協議会職員労働組合

被 申 請 者 社会福祉法人 Y 社会福祉協議会

業 種 社会保険・社会福祉・介護事業 従業員数 75 名

開 始 事 由 組合申請

申 請 月 日 4 月 7 日 開始月日 4 月 1 0 日 終結月日 4 月 1 7 日

終 結 事 由 解決 調整回数 1 回 所要日数 1 1 日

あっせん員 (公) 松田道昭 (労) 磯江智昭 (使) 稲井幾子

ア 調整事項

協約締結、団交促進、配置転換

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

異動辞令の撤回、今後直接説得は行わないこと、労働協約の早期締結

(イ) 使用者の主張

組合に協議し全体の業務配分を考慮して異動を発令したもの。職員個人に説得を行ったもの。労働協約の早期締結の意思はある。

ウ あっせんの経過

平成18年4月17日にあっせんを行い、下記のあっせん案を提示し、両者ともあっせん案を受諾し解決した。

あ っ せ ん 案

- 1 当事者双方は、現行の労働協約の規定による協議の基本的在り方について団体交渉を行い、その手続を相互に確認すること。
- 2 被申請者 社会福祉法人 Y社会福祉協議会は、上記1で確認した手続に基づき、今般の職員体制等の変更について、現行の労働協約の規定により、その必要性、合理性等について説明し、合意が得られるよう努力すること。
- 3 当事者双方は、組合役員2名に対し発令された、職種変更及び異動辞令については、次のとおり取扱うものとする。

(省 略)

- 4 被申請者 社会福祉法人 Y社会福祉協議会は、上記3記載の2名に対し、現行の労働協約の規定による組合活動について、一層の配慮をすること。
- 5 当事者双方は、確認書及び団体交渉における合意事項を含む労働協約を早期に締結すること。

なお、この労働協約を当事者双方が締結すると同時に、現行の労働協約は失効するものとする。

- 6 今後、当事者双方は、労使間正常化と事業のよりよい運営を目指して、格段の努力をすること。

(3) 平成18年(調)第3号

Z 争議あっせん事件

申 請 者 Z 労働組合

被 申 請 者 Z

業 種 宿泊業 従業員数 15名

開 始 事 由 組合申請

申 請 月 日 10月18日 開始月日 10月26日 終結月日 11月30日

終 結 事 由 解決 調整回数 1回 所要日数 44日

あっせん員 (公) 太田正志 (労) 磯江智昭 (使) 三橋明

ア 調整事項

一時金、諸手当、退職一時金、休暇

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

退職金、夏期一時金について正職員と同様な算定により支給すること。また、未消化有給休暇、時間外勤務を評価して相当分の手当等を支給すること。

(イ) 使用者の主張

退職金、一時金を支給する根拠規定がないので支払うことはできない。また、時間外勤務の実態は捕捉できないし、未消化有給休暇について買い取る必要はない。

ウ あっせんの経過

平成18年11月7日にあっせんを行い、下記のあっせん案を提示し、平成18年11月30日までに双方から諾否の回答を得ることとした。その後、双方からあっせん案を受諾する旨の回答があり、本事件は解決した。

あ っ せ ん 案

- 1 被申請者 Z は、申請者 Z 労働組合に対し、申請者の組合員が離職するまでの協力・功労を勘案し、別記積算による 解決金 金〇〇〇円を平成18年12月15日までに支払うこと。
- 2 申請者 Z 労働組合及び被申請者 Z は、本件あっせん申請に係る紛争をあっせんによ

り円満に解決したことを確認する。

(別記 省 略)

第 5 章 労働争議の実情調査と 争議行為予告通知

1 概 況

(1) 労働争議の実情調査

労働委員会規則第 6 2 条の 2 の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は 1 9 件で、昨年より 5 件減少した。

調査開始事由は、労働関係調整法第 3 7 条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが 1 9 件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが 1 9 件で、翌年に繰越されたものは 0 件であった。

(2) 争議行為予告通知

労働関係調整法第 3 7 条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は 5 6 件で、昨年に比べ 1 2 件増加した。

予告通知者を業種別にみると、航空業が最も多く 2 7 件で、次いで病院業が 8 件、道路貨物業が 6 件、陸上旅客業が 4 件、港湾業が 3 件、通信業が 2 件、電力業が 1 件であった。

2 労働争議実情調査一覧

(1) 本年新規

番 号	事 件 名	交渉地 (市町 村)	調 査 事 項	調 査 開 始 月 日	調 査 終 結 月 日	終結事由
1	山陰労災病院争議	米子市	勤勉手当	2.21	3.22	解決
2	JR西日本労働組合争議(建交労)	米子市	賃上げ等	3.8	4.26	解決
3	因伯通運争議(運輸労連)	鳥取市	賃上げ等	3.8	4.26	解決
4	日ノ丸自動車争議	鳥取市	賃上げ等	3.9	4.10	解決
5	鳥取医療生協争議	鳥取市	賃上げ等	3.8	6.19	解決
6	医師会立三朝温泉病院争議	三朝町	賃上げ等	3.9	6.19	解決
7	境港海陸運送争議	境港市	賃上げ等	3.20	4.10	解決
8	済生会境港総合病院争議	境港市	賃上げ等	3.22	3.22	解決
9	因伯通運争議(建交労)	鳥取市	賃上げ等	4.20	4.20	解決
10	日ノ丸西濃運輸争議(建交労)	鳥取市	賃上げ等	4.10	4.24	解決
11	済生会境港病院争議	境港市	夏季一時金等	5.22	7.10	解決
12	境港海陸運送争議	境港市	夏季一時金等	6.19	6.19	解決
13	因伯通運争議(運輸労連)	鳥取市	一時金等	6.19	6.19	解決
14	鳥取県医療労働組合連合会争議	鳥取市	賃上げ等	11.20	12.12	解決
15	済生会境港病院争議	境港市	年末一時金等	11.20	12.11	解決
16	因伯通運争議(建交労)	鳥取市	年末一時金	11.20	12.14	解決
17	境港海陸運送争議	境港市	冬季一時金	11.20	11.20	解決
18	因伯通運争議(運輸労連)	鳥取市	一時金	11.20	12.11	解決
19	日ノ丸自動車争議	鳥取市	一時金等	12.11	12.11	解決

3 争議行為予告通知一覧

番号	通 知 者		受 付 労 委	交 渉 事 項	受 付 月 日	争 議 行 為 予 告 月 日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
1	全国労災病院 労働組合	東京	中労委	勤勉手当	2.13	2.24	山陰労災支部
2	エアーニッポン 乗員組合	福岡	福岡	賃上げ等	2.14	3.1	
3	日本トランスオーシャン 航空乗員組合	沖縄	沖縄	賃上げ等	2.14	2.25	
4	エアーセントラル 乗員組合	愛知	愛知	賃上げ等	2.17	3.4	
5	国鉄労働組合	東京	中労委	賃上げ等	2.17	3.1	
6	全国電力関連産業 労働組合総連合	東京	中労委	賃上げ等	2.27	3.10	
7	エヌ・ティ・ティ 労働組合	東京	中労委	一時金等	3.2	3.14	
8	山陰医療労働組合 連 合 会	島根	島根	賃上げ等	3.2	3.16	鳥取医療生協病院 労働組合、鳥取県 中部医師会立三朝 温泉病院労働組 合、米子医療生協 労働組合
9	全日本建設交運一般 労働組合全国鉄道本部	東京	中労委	賃上げ等	3.3	3.16	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸 労組
10	全国労災病院 労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.3	3.16	
11	全日本運輸産業 労働組合連合会	東京	中労委	賃上げ等	3.6	3.17	因伯通運労組
12	日本私鉄労働組合 総 連 合 会	東京	中労委	賃上げ等	3.6	3.17	日ノ丸自動車支 部
13	全日本港湾 労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.10	3.29	日本海地方本部 境港支部
14	日本航空 乗員組合	東京	中労委	賃上げ等	3.10	3.23	
15	株式会社日本航空 インターナショナル 日本アジア航空 株 式 会 社	東京	中労委	賃上げ等	3.10	3.23	

番 号	通 知 者		受 付 労 委	交 渉 事 項	受 付 月 日	争 議 行 為 予 告 月 日	備 考
	名 称	所在地 (都道 府県)					
16	全済生会労働組合	東 京	中労委	賃 上 げ 等	3. 30	4. 5	境港病院支部
17	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	賃 上 げ 等	2. 22	3. 5	
18	日本航空ジャパン 労 働 組 合	東 京	中労委	賃 上 げ 等	2. 23	3. 9	
19	日本航空ジャパン 労 働 組 合	東 京	中労委	一 社 化	2. 23	3. 9	
20	日本航空ジャパン 労 働 組 合	東 京	中労委	賃金カット	2. 23	3. 9	
21	全日本建設交通 一 般 労 働 組 合	東 京	中労委	賃 上 げ 等	2. 23	3. 8	
22	情報産業労働組合 連合会KDDI労働組合	東 京	中労委	業 績 賞 与	3. 22	4. 3	
23	ジェーアール西日本 労 働 組 合	大 阪	大 阪	安全確保等	4. 12	4. 23	米子地方本部
24	全 国 労 災 病 院 労 働 組 合	東 京	中労委	夏季一時金	5. 10	5. 22	
25	全 済 生 会 労 働 組 合	東 京	中労委	夏季一時金	5. 11	5. 23	境港病院支部
26	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	夏 闘 要 求	5. 22	6. 5	
27	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	特別一時金	5. 22	6. 5	
28	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	転籍組合員	5. 22	6. 5	
29	エアーセントラル 乗 員 組 合	愛 知	愛 知	安全運航等	5. 22	6. 6	
30	エアーニッポン 乗 員 組 合	福 岡	福 岡	安全運航等	5. 23	6. 7	
31	日本航空ジャパン 労 働 組 合	東 京	中労委	安全運航等	5. 26	6. 6	
32	日本航空ジャパン 労 働 組 合	東 京	中労委	一 社 化	5. 26	6. 6	
33	日本航空ジャパン 労 働 組 合	東 京	中労委	賃金カット	5. 26	6. 6	
34	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新 潟	新 潟	夏季一時金等	5. 30	6. 14	境港支部

番 号	通 知 者		受 付 労 委	交 渉 事 項	受 付 月 日	争 議 行 為 予 告 月 日	備 考
	名 称	所在地 (都道 府県)					
35	全日本運輸産業 労働組合連合会	東 京	中労委	一 時 金 等	6. 5	6. 16	因伯通運労組
36	日 本 航 空 乗 員 組 合	東 京	中労委	夏季一時金等	6. 9	6. 21	
37	株式会社日本航空 インターナショナル 日本アジア航空 株 式 会 社	東 京	中労委	夏季一時金等	6. 9	6. 21	
38	鳥取県医療労働 組 合 連 合 会	鳥 取	鳥 取	年末一時金等	10. 10	11. 10	鳥取医療生協病院 労働組合、鳥取県 中部医師会立三朝 温泉病院労働組 合、米子医療生協 労働組合
39	全 国 労 災 病 院 労 働 組 合	東 京	中労委	一 時 金	10. 16	10. 30	
40	エアーニッポン 乗 員 組 合	福 岡	福 岡	安全運航等	10. 17	11. 1	
41	エアーセントラル 乗 員 組 合	愛 知	愛 知	安全運航等	10. 18	10. 29	
42	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	年末一時金等	10. 18	11. 2	
43	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	人員確保等	10. 18	11. 2	
44	全日本建設交通 一 般 労 働 組 合	東 京	中労委	一 時 金	10. 12	11. 9	因伯通運分会
45	日本航空ジャパン 労 働 組 合	東 京	中労委	安全確保等	10. 23	11. 3	
46	日本航空ジャパン 労 働 組 合	東 京	中労委	一 社 化	10. 23	11. 3	
47	日本航空ジャパン 労 働 組 合	東 京	中労委	賃金カット	10. 23	11. 3	
48	全 済 生 会 労働組合連合会	東 京	中労委	年末一時金等	10. 26	11. 9	境港病院支部
49	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新 潟	新 潟	冬季一時金	10. 30	11. 15	境港支部

番 号	通 知 者		受 付 労 委	交 渉 事 項	受 付 月 日	争 議 行 為 予 告 月 日	備 考
	名 称	所在地 (都道 府県)					
50	日 本 航 空 乗 員 組 合	東 京	中労委	安全運航等	11. 1	11. 16	
51	株式会社日本航空 インターナショナル	東 京	中労委	安全確保等	11. 2	11. 16	
52	株式会社日本航空 インターナショナル 日本アジア航空 株 式 会 社	東 京	中労委	安全運航等	11. 2	11. 16	
53	全日本運輸産業 労 働 組 合	東 京	中労委	一 時 金 等	11. 6	11. 7	因伯通運労組
54	日本私鉄労働組合 総 連 合 会	東 京	中労委	協約関係等	11. 28	12. 9	日ノ丸自動車支 部
55	エアーニッポン 乗 員 組 合	福 岡	福 岡	安全運航等	11. 28	12. 13	
56	エアーセントラル 乗 員 組 合	愛 知	愛 知	安全運航等	11. 30	12. 11	

第6章 個別労働関係紛争への対応

1 労働相談対応状況

平成18年の対応状況は以下のとおりである。

件数	相談内容（重複集計）				対応状況		
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係等 (嫌がらせ等)	助言・法令 の説明	あっせん 制度説明	他機関紹介
43	19	8	19	8	28	11	4

(注) あっせん申請されたもの及び労働相談会における相談を含まない。

2 労働相談会の実施状況

職場における個別的な労働関係の問題について、適切な情報提供、助言等による解決のきっかけづくりを行うとともに、併せて個別労働関係紛争あっせん制度の広範な周知を図ることを目的として、労働相談会を実施した。

(1) 春 期

ア 西 部

日 時 平成18年5月28日（日） 午前10時～午後3時
場 所 米子市文化ホール（米子市末広町）
相談対応者 （公）安本委員、安酸委員 （労）仁宮委員 （使）山本委員
（中小企業労働相談所）永井相談員

イ 中 部

日 時 平成18年6月4日（日） 午前10時～午後3時
場 所 倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
相談対応者 （公）太田会長、松田委員 （労）磯江委員 （使）稲井委員
（中小企業労働相談所）新相談員

ウ 東 部

日 時 平成18年6月11日（日） 午前10時～午後3時
場 所 県民ふれあい会館（鳥取市扇町）
相談対応者 （公）河本会長代理、松田委員 （労）川瀬委員 （使）川口委員
（中小企業労働相談所）鈴木相談員

エ 相談状況

(単位：件)

件数	相談内容（重複集計）				相談会での対応（重複集計）		
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係等 (嫌がらせ等)	説明・助言・ 資料提供	あっせん 制度説明	他機関紹介
8	2	1	4	2	6	3	3

(2) 秋 期

ア 東 部

日 時 平成18年9月10日（日） 午前10時～午後3時

場 所 県民ふれあい会館（鳥取市扇町）

相談対応者 (公)河本会長代理、松田委員 (労)竹内(篤)委員 (使)上原委員
(中小企業労働相談所) 鈴木相談員

イ 中 部

日 時 平成18年9月17日（日） 午前10時～午後3時

場 所 倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）

相談対応者 (公) 松田委員、安酸委員 (労) 磯江委員 (使) 三橋委員

ウ 西 部

日 時 平成18年9月24日（日） 午前10時～午後3時

場 所 米子市文化ホール（米子市末広町）

相談対応者 (公)太田会長、安本委員 (労)竹内(克)委員 (使)山本委員
(中小企業労働相談所) 永井相談員

エ 相談状況

(単位：件)

件数	相談内容（重複集計）				相談会での対応（重複集計）		
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係等 (嫌がらせ等)	説明・助言・ 資料提供	あっせん 制度説明	他機関紹介
14	3	6	9	1	11	4	7

３ 個別労働関係紛争あっせん事件

平成１８年の申請は１７件で、すべて労働者からの申請であり、いずれも終結した。その内訳は解決１０件、取下げ１件、打切り６件である。

（１）取扱件数

	取 扱 件 数			処 理 状 況	
	前年繰越	本年新規	計	本年終結	次年繰越
１４年	－	１	１	１	－
１５年	－	１２	１２	１２	－
１６年	－	９	９	９	－
１７年	－	９	９	９	－
１８年	－	１７	１７	１７	－
計	－	４８	４８	４８	－

（２）申請区分

	労 働 者	使 用 者	双 方	計
１４年	１	－	－	１
１５年	１２	－	－	１２
１６年	９	－	－	９
１７年	９	－	－	９
１８年	１７	－	－	１７
計	４８	－	－	４８

（３）あっせん内容区分

（重複集計）

	経営又は人事 （解雇等）	賃 金 等 （未払い等）	労働条件等 （勤務時間等）	職場の人間関係 （嫌がらせ等）	その他
１４年	１	１	－	－	－
１５年	８	８	２	１	１
１６年	３	８	３	－	３
１７年	７	６	１	１	２
１８年	８	８	５	２	３
計	２７	３１	１１	４	９

(4) 終結処理区分

		年 内 終 結					次年繰越
		解 決	取下げ (関与解決)	取下げ	打 切 り	不 開 始	
14年 (1件)	件 数				1		—
	構成比				100%		—
15年 (12件)	件 数	5	2	1	4		—
	構成比	42%	17%	8%	33%		—
16年 (9件)	件 数	6	1		2		—
	構成比	67%	11%		22%		—
17年 (9件)	件 数	5	1		3		—
	構成比	56%	11%		33%		—
18年 (17件)	件 数	10	1		6		—
	構成比	59%	6%		35%		—
計 (48件)	件 数	26	5	1	16	0	—
	構成比	54%	11%	2%	33%	0%	—

(5) あっせん事件一覧

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開 始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
1	3.27 労働者	処分通告の撤回	3.27	4. 6 解 決	1回	11日	(公)松田 (労)竹内(克) (使)川口
2	5.16 労働者	支店長からの謝罪 支店長の変更 労働環境の改善 自主退職の強要の撤回	5.18	6.29 解 決	3回	45日	(公)安本 (労)竹内(篤) (使)山本
3	6. 8 労働者	4週6休という雇用形 態を守ってほしい	6.15	6.29 解 決	1回	22日	(公)松田 (労)磯江 (使)稲井
4	6.12 労働者	解雇の撤回	6.13	7. 6 解 決	1回	25日	(公)松田 (労)川瀬 (使)石富

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開 始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
5	6. 15 労働者	2 か月分の賃金の支払い	6. 27	8. 3 打切り (双方の主張の隔たりが大きい ため)	1 回	50日	(公)安酸 (労)仁宮 (使)山本
6	6. 26 労働者	雇用の継続 退職金の割増	6. 30	8. 9 解 決	1 回	45日	(公)杉本 (労)手嶋 (使)山根
7	7. 3 労働者	地位保全の確保 職場環境の改善	—	7. 13 取下げ	—	11日	—
8	8. 8 労働者	労働条件の変更の撤回 職場環境の改善 差別やいじめを許さないとする私の行動や態度への圧力	8. 10	9. 1 解 決	1 回	25日	(公)太田 (労)安田 (使)稲井
9	8. 22 労働者	解雇の撤回 勤務体制の見直し セクハラ、差別的な発言、暴言に対する謝罪 精神的損害に対する補償金の支払 会社の鍵を持たせて欲しい	8. 22	9. 7 解 決	1 回	17日	(公)安本 (労)竹内(篤) (使)山本
10～ 12	9. 1 労働者	未払い給料の支払い 解雇予告手当の支払い	9. 15	9. 27 打切り (被申請者があっせんに参加しなかったため)	1 回	27日	(公)太田 (労)竹内(篤) (使)住田

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開 始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
13	9. 17 労働者	不当解雇に対する謝罪	9. 22	10. 11 打切り (被申請者があっせん の手續に参加しない意 思を表明したため)	—	25日	—
14	9. 24 労働者	賃金の支払い	10. 2	10. 11 解 決	2 回	18日	(公)安酸 (労)竹内(篤) (使)山本
15	9. 22 労働者	契約期間終了までの賃 金の支払い	10. 2	10. 26 解 決	1 回	35日	(公)松田 (労)磯江 (使)川口
16	10. 10 労働者	未払い賃金の支払い	10. 12	10. 27 解 決	2 回	18日	(公)安本 (労)仁宮 (使)稲井
17	12. 11 労働者	解雇予告手当相当額の 支払い 有期労働契約期間賃金 相当額の支払い	12. 15	12. 26 打切り (被申請者があっせん の手續に参加しない意 思を表明したため)	—	16日	—

資 料

1	第40期鳥取県労働委員会委員名簿	43
2	鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿	44
3	事務局職員名簿	46
4	年別事件件数調	47
5	年別事件処理件数調	48
6	年別地区別事件件数調	51
7	条例、要綱、申合せ事項等	52
	○鳥取県労働委員会の運営に関する規則	52
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例	53
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則	56
	○個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領	59
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務 の一部を労働委員会に委任する規則	61
	○知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について	62
	○知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について	63
	○鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱	64
	○鳥取県労働委員会幹事会設置要綱	65
	○鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規	66
	○鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規	68
	○不当労働行為審査に関する申合せ	70
8	中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	74

※ 資料は平成19年1月1日現在とした。

1 第40期鳥取県労働委員会委員名簿

(平成19年1月1日現在)

区分	氏名	現職等	現住所
公益委員	(会長) 太田正志	弁護士	米子市
	(会長代理) 河本充弘	弁護士	鳥取市
	松田道昭	(元)鳥取県議会議員	東伯郡琴浦町
	安本仁子	鳥取地方裁判所米子支部民事調停委員 米子簡易裁判所民事調停委員 近畿大学豊岡短期大学特任教授	米子市
	安酸早苗	社会保険労務士	米子市
労働者委員	竹内篤子	(元)全国労働者共済生活協同組合連合会鳥取県本部職員	鳥取市
	仁宮敬富	全国一般労働組合鳥取地方本部長	島根県松江市
	磯江智昭	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	東伯郡湯梨浜町
	竹内克徳	鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	鳥取市
	手嶋ひとみ	日本労働組合総連合会鳥取県連合会職員	東伯郡北栄町
使用者委員	三橋明	山陰酸素工業株式会社代表取締役副社長	鳥取市
	上原信一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事	鳥取市
	山本智通	境港海陸運送株式会社代表取締役社長	米子市
	川口眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役	鳥取市
	稲井幾子	株式会社いない取締役副社長	倉吉市

※ 第40期委員の任期は、平成17年3月28日から平成19年3月27日まで。
このうち、手嶋ひとみ委員は、平成18年10月25日から平成19年3月27日まで。

委員の異動

区分	氏 名	任命年月日	退任年月日
労働者	川瀬 滋子	平成17年 8月10日	平成18年 9月 4日
労働者	手嶋 ひとみ	平成18年 10月25日	

2 鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成19年1月1日現在)

氏 名	現 職 等	現 住 所
松 田 道 昭	(元)鳥取県議会議員 鳥取県労働委員会公益委員	東伯郡琴浦町
杉 本 善三郎	弁護士	倉吉市
安 本 仁 子	鳥取地方裁判所米子支部民事調停委員 米子簡易裁判所民事調停委員 近畿大学豊岡短期大学特任教授 鳥取県労働委員会公益委員	米子市
安 酸 早 苗	社会保険労務士 鳥取県労働委員会公益委員	米子市
太 田 正 志	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員（会長）	米子市
松 本 伸 介	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 司法書士	八頭郡八頭町
河 本 充 弘	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員（会長代理）	鳥取市
長 井 いずみ	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 税理士	鳥取市
竹 内 篤 子	(元)全国労働者共済生活協同組合連合会鳥取県本部職員 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市
仁 宮 敬 富	全国一般労働組合鳥取地方本部会長 鳥取県労働委員会労働者委員	島根県松江市

氏 名	現 職 等	現 住 所
磯 江 智 昭	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	東伯郡湯梨浜町
安 田 邦 夫	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	米子市
五十嵐 美知義	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	鳥取市
竹 内 克 徳	鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市
手 嶋 ひとみ	日本労働組合総連合会鳥取県連合会職員 鳥取県労働委員会労働者委員	東伯郡北栄町
三 橋 明	山陰酸素工業株式会社代表取締役副社長 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市
住 田 篤 美	米子商工会議所専務理事	米子市
石 富 和 彦	株式会社鳥取銀行常勤監査役	鳥取市
山 根 邦 重	倉吉商工会議所専務理事	東伯郡琴浦町
上 原 信 一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市
山 本 智 通	境港海陸運送株式会社代表取締役社長 鳥取県労働委員会使用者委員	米子市
川 口 眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市
稲 井 幾 子	株式会社いない取締役副社長 鳥取県労働委員会使用者委員	倉吉市
足 田 晃	鳥取県労働委員会事務局長	鳥取市
竹 本 英 雄	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	鳥取市

- ※ あっせん員候補者の任期は、委員については平成17年3月28日から平成19年3月27日まで。委員、事務局長、事務局次長以外のあっせん員候補者については平成17年4月14日から平成19年3月27日まで。（事務局長、事務局次長は在任期間）
- ※ 個別労働関係紛争あっせん員候補者も上記名簿のとおりである。任期は、委員については平成17年3月28日から平成19年3月27日まで。委員、事務局長、事務局次長以外の個別労働関係紛争あっせん員候補者については平成17年4月14日から平成19年3月27日まで。（事務局長、事務局次長は在任期間）

あっせん員候補者の異動

氏 名	任命年月日	退任年月日
川瀬 滋子	平成17年 8月10日	平成18年 9月4日

3 事務局職員名簿

(平成19年1月1日現在)

課 名	職 名	氏 名	発令年月日	備 考
	事 務 局 長	足 田 晃	平成 18. 4. 1	
	事 務 局 次 長 兼審査調整課長	竹 本 英 雄	平成 17. 4. 1	H14. 4. 1～H16. 3. 31次長 H16. 4. 1～H17. 3. 31次長 (調整課長事務取扱)
審査調整課 審 査 担 当	主 幹	佐々木 登美雄	平成 17. 4. 1	
	副 主 幹	森 田 泰 生	平成 18. 4. 1	H17. 4. 1～H18. 3. 31主任
	主 事	山 本 真 之	平成 16. 4. 1	
審査調整課 調 整 担 当	主 幹	岩 本 文 彦	平成 17. 4. 1	H16. 4. 1～H17. 3. 31 調整課課長補佐
	副 主 幹	下 田 奈美子	平成 18. 4. 1	H17. 4. 1～H18. 3. 31主任
	主 事	北 川 哲 男	平成 17. 4. 1	

4 年別事件件数調

(昭和21年～平成18年)

区分 年別	調 整 事 件				実情調査	個別労働 関係紛争 あつせん	不当労働 行 為	資格審査	認定告示	行政訴訟 事 件	再審査 事 件
	あつせん	調 停	仲 裁	計							
昭和 21～34	64	11		75	93		27	307		2	3
35	2			2	6		1	20			
36	11	2		13	8		3	29		1	1
37	13	4	2	19	11		2	34			
38	16	3		19	20		4	44			1
39	15	3		18	27		5	14			
40	23	5		28	24		4	5	3		1
41	12			12	28		8	24			
42	21			21	36		2	26	1		
43	6			6	31		1	1			2
44	12	3		15	33			12			
45	21	1		22	42		8	11	1		
46	40	3		43	55		6	25			
47	30	3		33	37		4	2			
48	18	1		19	38		5	15			
49	20			20	38		9	18	1	1	
50	23			23	38		6	26		1	
51	19	2		21	37		17	29			
52	8			8	29		1	12		1	
53	9			9	35		3	11			
54	8			8	34		2	11			
55	6			6	31		1	3			
56	12	1		13	39		1	11			
57	12	12		24	35		2	3			
58	11	3	5	19	26		7	7			
59	14	16	1	31	28		5	19			
60	5	1		6	22		2	10			
61	13		1	14	27		1	2			
62	9			9	20			6			1
63	11			11	27		1	4			1
平成元	4			4	23		4	12			
2	9			9	37						
3	11			11	39			5			1
4	3			3	27		1	1			
5	5			5	26		1	7			1
6	5	1		6	20			1			
7	3			3	20			7			
8	1			1	21			1			
9	2			2	23			4			
10	1			1	20		2	4			
11				0	23			4			
12				0	22		1	1			
13				0	25		1	5			2
14	1			1	25	1					
15				0	24	12	3	6			
16	1			1	24	9		1			2
17				0	24	9		4			
18	3			3	19	17	1	9			
計	533	75	9	617	1397	48	152	813	6	6	16

5 年別事件処理件数調

(1) 審 査 事 件

区分 年別	不 当 労 働 行 為 事 件															
	取 扱 開 始			審 査 状 況											本 年 申	
	前年からの繰越	本年申立て	計	申立ての却下	申立ての取下げ			全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	移 管	処 罰 請 求	終 結 計	次年へ繰越し	解 雇	不 利 益 処 分
					自 発 的	和 解 関 与	左 外									
昭和 21～34	7	27	34		3	5	9	3	3	2	1	1	27	7	21	3
35		1	1				1						1	0		
36		3	3						2	1			3	0	2	1
37		2	2	1			1						2	0	1	1
38		4	4				1		1	1			3	1	1	1
39	1	5	6		1	1	3						5	1	2	3
40	1	4	5		1		1		2				4	1		2
41	1	8	9			1	5						6	3	3	4
42	3	2	5			1							1	4	2	
43	4	1	5		1		1		1	1			4	1		1
44	1		1			1							1	0		
45		8	8			1	3						4	4	1	4
46	4	6	10		1	3	2						6	4		5
47	4	4	8			3	4		1				8	0	1	
48		5	5										0	5	1	2
49	5	9	14		1		3		1				5	9	2	7
50	9	6	15		1	1	3		1				6	9	1	4
51	9	17	26		1		6			1			8	18	2	12
52	18	1	19			8	1	1					10	9	1	
53	9	3	12				8						8	4		2
54	4	2	6				3						3	3	1	1
55	3	1	4				2						2	2	1	
56	2	1	3				1						1	2		1
57	2	2	4				1						1	3		2
58	3	7	10		5								5	5		7
59	5	5	10				1						1	9	1	1
60	9	2	11				4						4	7		
61	7	1	8			4							4	4		1
62	4		4						2				2	2		
63	2	1	3						2				2	1		1
平成元	1	4	5				1						1	4		2
2	4		4										0	4		
3	4		4	1			1		1				3	1		
4	1	1	2										0	2		
5	2	1	3						1				1	2	1	
6	2		2				1						1	1		
7	1		1										0	1		
8	1		1										0	1		
9	1		1										0	1		
10	1	2	3		1	1							2	1		
11	1		1										0	1		
12	1	1	2										0	2		1
13	2	1	3	1						1			2	1		
14	1		1						1				1	0		
15		3	3						1				1	2		1
16	2		2						2				2	0		
17			0										0	0		
18		1	1			1							1	0		
計	142	152	294	3	16	31	67	4	22	7	1	1	152	142	45	70

(昭和21年～平成18年)

立事件内訳			労働組合資格審査							認定告示				行政訴訟		再審査事件
支配介入	団交拒否	その他	取扱開始			取下げ・打切り	資格審査		次年へ繰越し	申請	結果		次年へ繰越し	前年からの繰越し	本年提訴	
			前年からの繰越し	本年申請	計		資格あり	資格なし			認定告示	打切り・その他				
12	5		1	307	308	17	289	1	1					1	2	3
1				20	20	1	19		0							
3				29	29		29		0						1	1
2				34	34	1	33		0					1		
3	1			44	44	2	41		1							1
4			1	14	15	2	12		1							
4	1		1	5	6	1	4		1	3	3					1
7	2		1	24	25	6	15		4							
1			4	26	30	3	23		4	1	1					
			4	1	5	3	1		1							2
			1	12	13	2	11		0							
5				11	11	4	3		4	1			1			
2	1		4	25	29	6	18		5		1					
3			5	2	7	5	2		0							
4				15	15		9		6							
3	3		6	18	24	6	5		13	1	1				1	
2	4		13	26	39	6	23		10						1	
15	8	3	10	29	39	6	3		30					1		
1	1		30	12	42	18	13		11					1	1	
1	1		11	11	22	10	9		3					2		
2	2		3	11	14	3	8		3					2		
1	1		3	3	6	3	1		2							
1			2	11	13	1	10		2							
1	2	1	2	3	5	1			4							
2	2	1	4	7	11		6		5							
5	4		5	19	24	1			23							
1	1		23	10	33	4	8		21							
1			21	2	23	17	1		5							
			5	6	11		10		1							1
1			1	4	5		4		1							1
4	1		1	12	13	1	6		6							
			6		6				6							
			6	5	11	1	9		1							1
1	1		1	1	2				2							
1			2	7	9		6		3							1
			3	1	4	2	1		1							
			1	7	8	1	6		1							
			1	1	2		1		1							
			1	4	5		4		1							
	2		1	4	5	2	2		1							
			1	4	5		4		1							
1			1	1	2		1		1							
	1		1	5	6		5		1							2
			1		1		1		0							
1	2			6	6	1	4		1							
			1	1	2		2		0							2
				4	4		4		0							
	1			9	9	7	2		0							
96	47	5	189	813	1002	144	668	1	189	6	6	0	1	8	6	16

(2) 調 整 事 件

(昭和21年～平成18年)

区分 年別	前年からの繰越	本年申請	計	調整状況							解決率 (%)
				解決	不調	打切り	取下げ	不開始	移管	次年繰越	
昭和 21～40		174	174	111	13	41	8	0	1		67
41		12	12	7	1	2	1			1	70
42	1	21	22	11		7	4				61
43		6	6	3		3					50
44		15	15	11	1	1	2				85
45		22	22	15	1	3	3				79
46		43	43	17	1	20	5				45
47		33	33	16	3	10	4				55
48		19	19	9	1	7	2				53
49		20	20	8		6	5			1	57
50	1	23	24	17		4	2			1	81
51	1	21	22	8		11	1			2	42
52	2	8	10	8		1				1	89
53	1	9	10	6		4					60
54		8	8	4		2	1			1	67
55	1	6	7	1	1	5					14
56		13	13	6		7					46
57		24	24	9	2	2				11	69
58	11	19	30	17	4	5	1	3			65
59		31	31	9	4	8	9			1	43
60	1	6	7	3		4					43
61		14	14	8		5	1				62
62		9	9	6		3					67
63		11	11			11					0
平成元		4	4		1	3					0
2		9	9	1		8					11
3		11	11			10	1				0
4		3	3			3					0
5		5	5	2		3					40
6		6	6		1	2	3				0
7		3	3			2				1	0
8	1	1	2			1	1				0
9		2	2			2					0
10		1	1	1							100
11			0								
12			0								
13			0								
14		1	1	1							100
15			0								
16		1	1				1				0
17			0								
18		3	3	3							100
計	20	617	637	318	34	206	55	3	1	20	52

(注) 解決率＝解決÷(解決＋不調＋打切り)

(3) 個別労働関係紛争あっせん事件

(平成14年～平成18年)

区分 年別	前年からの繰越	本年申請	計	終 結 処 理 区 分						解決率 (%)
				解決	取下げ (関与解決)	取下げ	打切り	不開始	次年繰越	
平成14		1	1				1			0
15		12	12	5	2	1	4			58
16		9	9	6	1		2			78
17		9	9	5	1		3			67
18		17	17	10	1		6			65
計	0	48	48	26	5	1	16	0	0	65

(注) 解決率＝{解決＋取下げ(関与解決)}÷{解決＋取下げ(関与解決)＋取下げ＋打切り}

6 年別地区別事件件数調

(平成9年～平成18年)

事件名	地区名	事件内訳	9 年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
調 整 事 件	東 部	あっせん	2	1				1		1		
		調停										
		仲裁										
		計	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0
	中 部	あっせん										1
		調停										
		仲裁										
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	西 部	あっせん										2
		調停										
		仲裁										
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	計	あっせん	2	1	0	0	0	1	0	1	0	3
		調停	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		仲裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	2	1	0	0	0	1	0	1	0	3
実 情 調 査	東 部		15	13	12	14	12	11	10	11	11	10
	中 部						2	2	2	2	2	1
	西 部		8	7	11	8	11	12	12	11	11	8
	計		23	20	23	22	25	25	24	24	24	19
個 別 あ っ せ ん 事 件 争	東 部								5	3	5	3
	中 部								1	1	1	3
	西 部							1	6	5	3	11
	計							1	12	9	9	17
不 当 労 働 行 為 事 件	東 部			2					2			1
	中 部						1					
	西 部					1			1			
	計		0	2	0	1	1	0	3	0	0	1
行政訴訟事件												
再審査事件							2			2		

7 条例、要綱、申合せ事項等

鳥取県労働委員会の運営に関する規則

平成17年2月25日

鳥取県労働委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第26条第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第26条の3の規定に基づき、鳥取県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総会の招集)

第2条 労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2木曜日及び第4木曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。

(審査の期間の目標)

第3条 労働委員会は、法第27条の18の規定に基づき、審査の期間の目標(以下「目標」という。)を総会において決定するものとする。

2 労働委員会は、前項の規定に基づいて目標を定めたときは、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表)

第4条 労働委員会は、目標の達成状況その他の審査の実施状況を、審査を実施した年の翌年の1月末日までに公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事件の概要
- (2) 審査の概要
- (3) 事件の終結状況
- (4) 目標の達成状況
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 第1項の公表は、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例

平成14年 3 月29日

鳥取県条例第 6 号

(目的)

第1条 この条例は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第2条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第3条 知事は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(あっせん)

第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

- (1) 県外の事業所における労働関係に係るもの
- (2) 訴えの提起がなされているもの又は判決が確定し、裁判上の和解が調い、若しくは訴えに係る請求の放棄若しくは認諾がなされたもの
- (3) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第14条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの
- (5) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）による解決の援

助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言若しくは指導がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第6条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法によるあっせんが成立したもの

(6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等に係る法令違反があるとして労働者から申告がされたものであって労働基準監督署長その他の行政官庁による助言、指導、処分等がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの

(7) 労働審判法（平成16年法律第45号）による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの若しくは同法による労働審判が行われたもの

(8) その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められるもの

3 事業主は、労働者が第1項の申請を行ったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（あっせん員候補者）

第5条 知事は、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を個別労働関係紛争あっせん員候補者として委嘱する。

（あっせん員の指名）

第6条 知事は、第4条第1項のあっせんに、前条の規定により委嘱された者のうちからあっせんの申請に係る個別労働関係紛争（以下「事件」という。）ごとに指名する個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）に行わせるものとする。

2 知事は、前項のあっせん員の指名に当たっては、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者としてそれぞれ1人を指名するものとする。ただし、事件の処理に関し必要があると認めるときは、指名するあっせん員の数を増員することができる。この場合において、使用者を代表する者として指名する者と労働者を代表する者として指名する者は、同数でなければならない。

（あっせんの方法）

第7条 あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が迅速に解決されるように努めなければならない。

2 あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

3 前項のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする。

（あっせんの打ち切り）

第8条 あっせん員は、事件があっせんによつては解決の見込みがないと認めるときは、あっせンを打ち切ることができる。

（秘密を守る義務）

第9条 あっせん員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

(適用除外)

第10条 この条例は、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条中知事等の退職手当に関する条例第7条第1項の改正(同条を第6条とする改正及び「又は同項に規定する企業職員等」を「、同項に規定する企業職員等又は同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に改める部分を除く。)及び第11条中鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の改正は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則

平成14年 3 月29日

鳥取県規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により同項のあっせん（以下「あっせん」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「あっせん申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、同項に規定する紛争当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方によるあっせんの申請は、連名により行わなければならない。

(1) 申請年月日

(2) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(3) 紛争当事者の一方によりあっせんの申請をする場合には、他の一方の紛争当事者（以下「被申請者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(4) 関係事業所の名称、所在地、従業員数及び事業の種類

(5) あっせんを求める事項及びその理由

(6) 紛争の経過及び紛争当事者の主張

(7) 条例第4条第2項各号のいずれにも該当しない旨

(あっせん員候補者名簿)

第3条 知事は、条例第5条の個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下この項において「あっせん員候補者」という。）の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(1) あっせん員候補者の氏名及び職業

(2) あっせん員候補者の経歴

(3) あっせん員候補者を委嘱した年月日

2 知事は、前項の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該記載事項を変更するものとする。

(あっせんの開始等)

第4条 知事は、あっせんを行うときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その旨、条例第6条第1項の個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、当該事件（条例第6条第1項に規定する事件をいう。）

以下同じ。)の事実の調査を職員に行わせることができる。

- 3 知事は、条例第4条第2項の規定によりあつせんを行わないこととしたときは、申請者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あつせんの期日等)

第5条 あつせん員は、あつせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知するものとする。

- 2 前項の規定によりあつせんの期日を指定された紛争当事者は、あらかじめあつせん員の許可を受けて、補佐人を伴って出席し、補佐人に意見の陳述の補佐をさせることができる。
- 3 紛争当事者は、あつせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あつせん員に提出し、許可を受けなければならない。

(あつせん案の受諾)

第6条 あつせん員は、紛争当事者の双方が条例第7条第2項のあつせん案を受諾したときは、当該あつせん案に署名又は記名押印をするものとする。この場合において、紛争当事者も当該あつせん案に署名又は記名押印をするものとする。

(あつせんの打ち切り)

第7条 あつせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定に基づき、あつせんを打ち切ることができる。

- (1) 第4条第1項の通知を受けた被申請者が、あつせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。
 - (2) 条例第7条第2項の規定に基づき提示されたあつせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。
 - (3) 紛争当事者の一方又は双方があつせんの打ち切りを申し出たとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、あつせんによっては事件の解決の見込みがないと認めるとき。
- 2 あつせん員は、条例第8条の規定によりあつせんを打ち切ったときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あつせんの取下げ等)

第8条 申請者は、事件が解決し、又はあつせんが打ち切られるまでは、いつでもあつせんを求める事項の全部若しくは一部を取り下げ、又は変更し、若しくは追加することができる。

- 2 知事は、前項の取下げ又は変更若しくは追加があったときは、被申請者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の取下げがあったときは、あつせんは、取り下げられた事項について終了する。

(知事への報告)

第9条 あつせん員は、あつせんを求める事項の全部が取り下げられ、事件が解決し、又はあつせんを打ち切ったときは、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

(あっせん手続の非公開)

第10条 あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しないものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月28日から施行する。

個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領

平成14年 3 月 28 日

第875回定例総会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、あっせんの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定するあっせんの申請は、労働委員会事務局で行うことができるものとする。

2 規則第2条のあっせん申請書は、様式第1号のとおりとする。

(担当職員)

第3条 会長は、条例第4条第1項に規定するあっせんの申請があったときは、速やかに当該事件を担当する事務局職員（以下「担当職員」という。）を指名するものとする。

(開始及び不開始の通知)

第4条 規則第4条第1項のあっせんの開始の通知は申請者に対しては様式第2号により、被申請者に対しては様式第3号により、同条第3項のあっせんの不開始の通知は様式第4号により行うものとする。

(あっせん員の指名)

第5条 会長は、条例第6条第2項の規定によりあっせん員を指名する場合において、事件の適正な解決のため、紛争当事者の要望等諸般の事情を考慮するものとする。

(調査)

第6条 会長は、あっせんを開始する場合には、原則として、規則第4条第2項の規定により速やかに担当職員に担当事件の調査を行わせるものとする。

(あっせんの実施)

第7条 あっせん員は、規則第5条第1項によりあっせんの期日及び場所を定めるにあたって、紛争当事者の要望等を考慮するものとする。

2 規則第5条第1項のあっせんの期日等の通知は、様式第5号により行うものとする。

(補佐人及び代理人の許可等)

第8条 規則第5条第2項の補佐人の許可及び同条第3項の代理人の許可（以下この条において「許可」という。）の申請書は様式第6号のとおりとし、同条同項の代理権授与の事実を証明する書面の様式は様式第7号のとおりとする。

2 許可は、あっせん員の全員一致によるものとする。

3 あっせん員は、許可をした場合であっても、あっせんに支障があると多数決で認めたとき

は、その許可の全部又は一部を取り消すことができる。

4 許可及び不許可の通知は様式第8号により、許可の取消しの通知は様式第9号により行うものとする。

(あっせん案の受諾)

第9条 規則第6条のあっせん案を受諾したときの署名又は記名押印は、別記様式第10号により行うものとする。

(あっせんの打ち切り)

第10条 あっせん員は、事件の解決に努めたにもかかわらず規則第7条第1項各号のいずれかに該当すると全員一致で認めたときは、あっせんを打ち切ることができるものとする。

2 規則第7条第2項のあっせんの打ち切りの通知は、様式第11号により行うものとする。

(あっせんの取下げ等)

第11条 規則第8条第1項のあっせんを求める事項の取り下げ又は変更若しくは追加の申請書は、様式第12号のとおりとする。

2 規則第8条第2項のあっせんを求める事項の取り下げ又は変更若しくは追加の通知は、様式第13号により行うものとする。

(会長への報告)

第12条 規則第9条のあっせんの経過及び結果の報告は、様式第14号により行うものとする。

(総会への報告)

第13条 会長は、あっせん事件の取扱い状況について、そのつど、様式第15号により総会に報告するものとする。

(知事への報告)

第14条 会長は、必要に応じ、あっせん事件の取扱い状況について知事に報告するものとする。

附 則 (平成14年3月28日 第875回定例総会決定)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(補助執行)

第2条 第2条第1項の適用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2に規定する協議により、知事から労働委員会になされた補助執行とする。

附 則 (平成14年8月29日 第883回定例総会決定)

この要領は、平成14年8月29日から施行する。

附 則 (平成16年12月9日 第928回定例総会決定)

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を
労働委員会に委任する規則

平成14年 3 月29日

鳥取県規則第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の規定による知事の権限に属する事務のうち、同条例第4条第1項のあっせんに関する事務（同規則第2条の規定によるあっせん申請書の受理に関する事務を除く。）を鳥取県労働委員会に委任する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について

労 第 3 3 0 5 号

平成14年3月22日

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志 様

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(協議)

平成14年4月1日付で「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」を施行することとしておりますが、このうち、あっせんにかかる事務(申請書の受理に関する事務を除く)を、下記のとおり貴委員会に委任し、申請書の受理に関する事務の一部を、貴委員会の職員に補助執行していただくこととしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 委 任 事 項

「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」第4条第1項（あっせん申請書の受理に関する事務を除く）及び第2項並びに第5条から第8条までの規定による事務

2 補助執行事項

鳥取県地方労働委員会に直接提出された申請書の受理に関する事務

3 委任開始期日 平成14年4月1日

4 理 由

地方労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

鳥 労 委 第 1 2 1 号

平成14年3月28日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博 様

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(回答)

平成14年3月22日付労第3305号で協議のあったこのことについては、同意します。

知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について

第200400023551号

平成17年3月28日

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志 様

鳥取県知事 片山 善博

知事の権限に属する事務の補助執行について(協議)

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行については、平成14年3月28日付鳥労委第121号で同意いただいているところですが、これに加え、下記の事務の一部を貴委員会の職員に補助執行していただくことにしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 補助執行事項

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第3条に規定する労働関係に関する事項（労働者の募集及び採用に関する事項を除く。）についての相談

2 補助執行開始期日 平成17年4月1日

3 理由

労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

第200400027937号

平成17年3月28日

鳥取県知事 片山 善博 様

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志

知事の権限に属する事務の補助執行について(回答)

平成17年3月28日付第200400023551号で協議のあったこのことについては、協議のとおり同意します。

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱

平成12年3月23日

第844回定例総会決定

1 目 的

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における情報公開に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切、かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

2 調整委員会の組織

- (1) 調整委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において選出された各側1名の委員並びに事務局長をもって組織する。
- (2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 委員の任期は、総会で決定する。

3 所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第9条第2項、第10条、第11条及び第12条に係る決定に関すること。
- (2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分の変更に関することについて検討し、総会に付議すること。
- (3) その他情報公開についての重要事項に関すること。

4 報 告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成12年3月23日 第844回定例総会決定）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会設置要綱（昭和63年9月22日第620回定例総会決定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱により設置されている鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会は、本要綱により設置された委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱により鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会の委員に任命されている者は、本要綱により委員会の委員に任命されたものとみなす。

附 則（平成16年12月9日 第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県労働委員会幹事会設置要綱

平成元年４月１３日
第６３３回定例総会決定

１ 目 的

鳥取県労働委員会幹事会は、鳥取県労働委員会の円滑な運営を図ることを目的として設置する。

２ 幹事会の組織

- (1) 幹事会は、総会において選任された各側１名の幹事をもって組織する。
- (2) 幹事会に幹事長を置き、前号により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 幹事の任期は、総会で決定する。

３ 職務内容

- (1) 各側の意見をとりまとめ、各側の連絡調整を図ること。
- (2) 総会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、付議事項の整理、検討を行う。
- (3) あっせん員候補者の委嘱、解任に当たり、各側の意見をとりまとめること。
- (4) あっせん員の指名に当たり、会長に意見を申し出ること。
- (5) 労使の幹事委員は、不当労働行為審査に関する申合せ１の（２）の規定により審問に参与する委員を申し出ること。

４ 報 告

幹事長は、幹事会の決定事項及び審議内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成元年４月１３日第６３３回定例総会決定）

この要綱は、平成元年４月１３日から実施する。

附 則（平成16年12月９日 第928回定例総会決定）

この要綱は、平成１７年１月１日から実施する。

鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規

平成元年5月11日

第635回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第5条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者
- (3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)及び(2)の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

労働関係調整法施行令第5条の規定に基づき、候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

附 則

この内規は、平成元年5月11日から実施し、平成元年3月27日から適用する。

附 則（平成3年3月27日第676回臨時総会決定）

この内規は、平成3年3月27日から実施する。

附 則（平成13年4月12日第861回定例総会決定）

この内規は、平成13年4月12日から実施する。

附 則（平成１６年１２月９日 第９２８回定例総会決定）
この内規は、平成１７年１月１日から実施する。

附 則（平成１７年３月２８日 第９３６回臨時総会決定）
この内規は、平成１７年４月１日から実施する。

第１号様式（内規５関係）

あ っ せ ん 員 候 補 者 辞 任 願	
鳥取県労働委員会	
会長	様
今回、あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます	
平成 年 月 日	
	住所
	氏名
	印

第２号様式（内規６関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	委 嘱
異動内容 鳥取県労働委員会あっせん員候補者に委嘱する 任期は平成 年 月 日までとする	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会 会長
	印

（注） 事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第３号様式（内規６関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	辞 任
異動内容 鳥取県労働委員会あっせん員候補者の辞任を承認する	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会 会長
	印

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規

平成14年3月28日

第875回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）第5条及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）第3条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者
- (3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)及び(2)の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

附 則（平成14年3月28日第875回定例総会決定）
この内規は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）
この内規は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成17年3月28日第936回臨時総会決定）

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

第 1 号様式（内規 5 関係）

個別労働関係紛争あっせん員候補者辞任願	
鳥取県労働委員会	
会長	様
今回、個別労働関係紛争あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます	
平成 年 月 日	
	住所
	氏名
	印

第 2 号様式（内規 6 関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	委 嘱
異動内容 個別労働関係紛争あっせん員候補者に委嘱する 任期は平成 年 月 日までとする	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会 会長 印

（注） 事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第 3 号様式（内規 6 関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	辞 任
異動内容 個別労働関係紛争あっせん員候補者の辞任を承認する	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会 会長 印

不当労働行為審査に関する申合せ

平成 17 年 3 月 24 日

第 934 回定例総会決定

不当労働行為事件の審査を迅速・的確に進めるため、次のとおり申し合わせる。

1 申立て

- (1) 会長は、申立てが却下事由又は管轄違いの事由に明白に該当しない場合、すみやかに審査委員を選任するとともに担当職員を指名し、直ちに調査開始の手続を行う。
- (2) 会長は、申立書を受け付けたときは、直ちにこの旨を労使の幹事委員に連絡し、調査及び審問に参加する委員の申し出を求める。

2 公益委員の除斥・忌避・回避

- (1) 会長は、除斥又は忌避の申立てがあったときは、公益委員会議を招集し、これについての決定をすみやかに行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、除斥又は忌避の申立てが次に掲げる場合は、公益委員会議の決定によることなく当該申立てを却下することができる。
 - ア 同一の公益委員について既に同一の理由で除斥又は忌避の申立てがなされ、理由がない旨の決定がなされているにもかかわらず、重ねて除斥又は忌避の申立てがなされた場合
- (3) 会長は、公益委員が法第 27 条の 2 第 1 項又は第 27 条の 3 第 1 項に規定する事項に該当する場合、当該委員が審査に係る職務の執行を回避することを許可するものとする。

3 調 査

- (1) 審査委員（長）は、調査にあたり、参与委員の参与を求める。

また、審査委員（長）は、事務局職員に事務局調査（申立書・答弁書等の不明な点の確認、主張の聴取、証人の予定・書証の提出予定の聴取）を行わせるものとする。
- (2) 調査は、答弁書提出期日後すみやかに行うものとする。
- (3) 調査にあたっては、事務局調査の結果を踏まえ、次の事項の調査を行う。
 - ア 審査計画を定めるための事項
 - (ア) 当事者の主張を確認し、争点を整理する。
 - (イ) 争点ごとに証拠（人証・書証）を整理する。
 - (ウ) 証人数及び各証人についての尋問事項と尋問予定時間を明確にさせる。
 - (エ) 所要の審問回数を予定する。
 - イ その他

- (ア) 和解の可能性を検討する。
- (イ) 最少限度の補佐人を決めさせる。
- (ウ) 代理人・補佐人が複数の場合には、その主任者を決めさせる。
- (4) 調査における陳述を事実認定の基礎として用いるためには、当事者に改めて陳述の内容を書証として提出させるか、又は、陳述の結果を記録した調書の写しを書証として提出させるものとする。
- (5) 審査計画書の作成に当たっては、全労委の審査促進等実行委員会が提示した「審査計画モデルの作成について」で示された審査計画モデル（A～Cタイプ）のうちBタイプを基本として作成するものとする。

なお、事案の性質によっては審査委員（長）の判断により、Bタイプ以外の審査計画書を作成することができるものとする。
- (6) 審査委員は参与委員と協議の上、審査計画書を作成するものとする。
- (7) 審査計画書への記名は、審査委員及び参与委員とする。
- (8) 審査計画書の作成に当たっては、あらかじめ案を当事者に提示し、意見を聴取するものとする。
- (9) 審査計画書は、当事者に交付するものとする。
- (10) 審査計画を変更する必要がある場合には、当事者双方の意見を聴いて変更する。

4 審 問

- (1) 審査委員は、審問開始に先立って参与委員との打合せを行う。
- (2) 審問は、少なくとも月1回以上として、集中的、継続的に行うものとする。
- (3) 審査計画で設定した期日は、相当の理由がない限り、変更しないものとする。
- (4) 関連する事件が裁判所に係属する場合でも、前項の期日による。
- (5) 審問期日に当事者いずれか一方が出席しない場合、又は、退席した場合も審査委員（長）がやむを得ない事情があると認めたときを除いて、審問を行うことができる。

5 宣 誓

- (1) 審査委員（長）は、証人等に宣誓させる際には傍聴人を含む審問廷内の全員に起立を促すものとする。
- (2) 証人等が、宣誓書へ署名押印する際に印鑑を所持・携帯していない場合には、事務局職員がその旨を調書に記載するものとする。
- (3) 審査委員（長）は、証人等が法令に規定する正当な事由なく宣誓を拒否した場合、事務局職員にその旨を審問調書に記載させ、罰則を教示した上で尋問を行わせるものとする。

6 証人等調べ

- (1) 証人等尋問は、原則として同一期日に当該証人等に対して主尋問、反対尋問を行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、証人等に対して、尋問事項についてのみ簡潔に陳述するように注意する。
- (3) 主尋問・反対尋問は、それぞれ証人等尋問申請書記載事項の範囲内又は主尋問の範囲内に限定する。
- (4) 審査委員（長）は、陳述又は尋問が、既に行われた陳述又は尋問と重複するとき、争点に関係のない事項にわたるとき、その他適当でないと認めるときは、これを制限する。
- (5) 複数の代理人・補佐人を許可した場合の証人等尋問は、原則として、その主任者が行う。
- (6) 1回の審問において、2人以上の証人尋問を行う場合は、後に証言する証人は、原則として同席させない。ただし、証人が代理人・補佐人のときで、相手方の同意を得た場合は、この限りではない。
- (7) 同一の尋問事項については、複数の証人に対して同時に尋問することができる。

7 証人等出頭命令

- (1) 証人等出頭命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。
 - ア 審査委員（長）が、証人等の陳述が不当労働行為の成否の判断に必要であると認め陳述を求めたにもかかわらず、これを拒否した場合
- (2) 証人等出頭命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

8 物件提出命令

- (1) 物件提出命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。
 - ア 複数の人証や間接的な物証で代替することにより、事実の認定が迅速又は的確に行えないおそれがある場合
 - イ 物証が確保できず、事実の認定が行えないおそれがある場合
- (2) 物件提出命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

9 審問廷の秩序維持

- (1) 審査委員（長）は、公正迅速な審査を行うため、参与委員の協力を得て、審問廷の秩序維持を図る。
- (2) 審査委員（長）は、当事者、傍聴人らに喧騒にわたる行為等公正迅速な審査を阻害す

ると認められる行為があるときは注意を与え、これに従わないときは退席を命じることができる。

なお、審査委員（長）は、審問の続行が不相当であると判断した場合は、審問を中断又は中止することができる。

- (3) 審問廷におけるはち巻、たすき、ゼッケンの着用及び旗の持ち込みその他、審査委員（長）が示威的と認める行為を禁止するものとする。
- (4) 審問中における当事者、傍聴人等による審問廷の写真撮影（ビデオによる撮影等を含む。）及び録音機器の使用は禁止する。
- (5) 傍聴人の数は、審問廷の広狭により制限することができる。

10 合 議

- (1) 第1回の合議は、結審後3週間以内に行うよう努める。
- (2) 第1回の合議に先立って、参与委員の出席を求め、その意見を聞かなければならない。

11 和 解

審査委員（長）は、参与委員と連絡を密にして、適当と認めたときはいつでも当事者に対し和解を試みることができる。

12 7条2号事件に関する取扱い

団交拒否事件については、すみやかに結審するよう努めるものとする。

13 審査の実効確保の措置

当事者から審査の実効確保の措置の申立てがあったときは、審査委員（長）は、すみやかに調査を実施し、参与委員の参与を得て必要な措置をとるものとする。

附 則（昭和56年第474回定例総会決定）

- 1 この申合せは、昭和56年2月26日から実施する。
- 2 昭和43年11月28日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為事件の審査促進について」は、廃止する。

附 則

- 1 この申合せは、平成17年3月24日から実施する。
- 2 昭和56年2月26日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為審査に関する申合せ」は、廃止する。

8 中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
中央労働委員会	〒 105-0011	港区芝公園 1－5－3 2 労働委員会会館内	03-5403-2111
北海道労働委員会	〒 060-8588	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館	011-231-5662
青森県労働委員会	〒 030-0861	青森市長島 1－3－1 日赤ビル 2 階	017-734-9835
岩手県労働委員会	〒 020-8570	盛岡市内丸 1 0－1	019-629-6271
宮城県労働委員会	〒 980-8570	仙台市青葉区本町 3－8－1	022-211-3782
秋田県労働委員会	〒 010-0951	秋田市山王 4－1－2	018-860-3283
山形県労働委員会	〒 990-8570	山形市松波 2－8－1	023-630-2792
福島県労働委員会	〒 960-8670	福島市杉妻町 2－1 6	024-521-7595
茨城県労働委員会	〒 310-8555	水戸市笠原町 9 7 8－6	029-301-5563
栃木県労働委員会	〒 320-8501	宇都宮市塙田 1－1－2 0	028-623-3334
群馬県労働委員会	〒 371-8570	前橋市大手町 1－1－1	027-226-2787
埼玉県労働委員会	〒 330-9301	さいたま市浦和区高砂 3－1 5－1	048-830-6455
千葉県労働委員会	〒 260-8667	千葉市中央区市場町 1－1	043-223-3735
東京都労働委員会	〒 163-8001	新宿区西新宿 2－8－1 第 1 本庁舎南塔 3 5 階	03-5320-6977
神奈川県労働委員会	〒 231-8588	横浜市中区日本通 1	045-210-8524
新潟県労働委員会	〒 950-8570	新潟市新光町 4－1	025-280-5543
山梨県労働委員会	〒 400-8501	甲府市丸の内 1－6－1	055-223-1826
長野県労働委員会	〒 380-8570	長野市大字南長野字幅下 6 9 2－2	026-235-7468
静岡県労働委員会	〒 420-8601	静岡市追手町 9－6	054-221-2282
富山県労働委員会	〒 930-8501	富山市新総曲輪 1－7	076-444-2172
石川県労働委員会	〒 920-8580	金沢市鞍月 1－1	076-225-1881
福井県労働委員会	〒 910-8580	福井市大手 3－1 7－1	0776-20-0597
岐阜県労働委員会	〒 500-8570	岐阜市藪田南 2－1－1	058-274-5532
愛知県労働委員会	〒 460-8501	名古屋市中区三の丸 3－1－2	052-954-6832
三重県労働委員会	〒 514-0004	津市栄町 1－9 5 4 三重県民サービスセンター 5 階	059-224-3033
滋賀県労働委員会	〒 520-8577	大津市京町 4－1－1	077-528-4473
京都府労働委員会	〒 602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風 呂町 1 0 4－2	075-414-5732
大阪府労働委員会	〒 540-0031	大阪市中央区北浜東 3－1 4	06-6941-7191
兵庫県労働委員会	〒 650-8567	神戸市中央区下山手通 5－1 0－1	078-362-3815
奈良県労働委員会	〒 630-8131	奈良市大森町 5 7－1 2 奈良県奈良総合庁舎内	0742-23-3530
和歌山県労働委員会	〒 640-8585	和歌山市小松原通 1－1	073-441-3781
鳥取県労働委員会	〒 680-8570	鳥取市東町 1－2 7 1	0857-26-7558
島根県労働委員会	〒 690-8501	松江市殿町 8	0852-22-5447
岡山県労働委員会	〒 700-8570	岡山市内山下 2－4－6	086-226-7563
広島県労働委員会	〒 730-8511	広島市中区基町 9－4 2	082-228-2895
山口県労働委員会	〒 753-8501	山口市滝町 1－1	083-933-4440
徳島県労働委員会	〒 770-8570	徳島市万代町 1－1	088-621-3231
香川県労働委員会	〒 760-8570	高松市番町 4－1－1 0	087-832-3721
愛媛県労働委員会	〒 790-8570	松山市一番町 4－4－2	089-912-2990
高知県労働委員会	〒 780-0850	高知市丸の内 2－4－1 高知県庁北庁舎内	088-821-4645
福岡県労働委員会	〒 812-8577	福岡市博多区東公園 7－7 福岡県庁行政棟 3 階北棟	092-643-3379
佐賀県労働委員会	〒 840-8570	佐賀市城内 1－1－5 9 佐賀県庁新行政棟 1 1 階	0952-25-7242
長崎県労働委員会	〒 850-0031	長崎市桜町 4－1	095-822-2398
熊本県労働委員会	〒 862-8570	熊本市水前寺 6－1 8－1	096-333-2752
大分県労働委員会	〒 870-8501	大分市大手町 3－1－1 大分県共同庁舎 8 階	097-536-3650
宮崎県労働委員会	〒 880-8501	宮崎市橘通東 1－9－1 0	0985-26-7262
鹿児島県労働委員会	〒 890-8577	鹿児島市鴨池新町 1 0－1	099-286-3943
沖縄県労働委員会	〒 900-8570	那覇市泉崎 1－2－2	098-866-2551